

※提案内容に基づき、協議のうえ内容を変更する場合があります。

高砂市民病院売店運営事業に関する基本協定書(案)

高砂市(以下「管理者」という。)と (以下「使用者」という。)とは、管理者の行政財産目的外使用許可(以下「使用許可」という。)を得て行う高砂市民病院売店運営事業(以下「事業」という。)に関する基本協定書(以下「協定書」という。)を次のとおり締結する。

(使用物件及び使用期間)

第1条 使用者が事業において使用する物件(以下「使用財産」という。)及びその使用期間は、行政財産使用許可書に示すとおりとする。

(使用目的)

第2条 使用者は、使用財産を事業の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(売店の営業日及び営業時間)

第3条 売店の営業日は、平日(月曜日から金曜日までをいう。以下同じ。)及び土曜日とし、その営業時間は、平日にあっては8時から17時まで、土日にあっては9時から13時までを原則とする。

2 使用者は、使用財産の維持管理に係る点検、修繕、節電等の管理者の施策方針に対しては、前項に規定する営業日及び営業時間について、売店の休業も含めた最大限の協力をするものとする。

3 前項の規定に基づき売店の休業をした場合であっても、その間の休業補償等を行わない。

(費用負担)

第4条 次に掲げるものに係る費用については、使用者において負担する。

(1) 光熱水費等

(2) 営業のために必要な各種手続に要する一切の費用

(3) 陳列棚、冷蔵庫等の機器その他必要な備品

(4) 店舗内改修、模様替え等原型を変更する場合に必要な一切の費用(事前に書面による管理者の承認を必要とする。)

(5) 店舗内清掃、ごみ処理等に係る経費及び防虫防鼠、消毒等の衛生管理に係る経費

(6) 取替えが必要となった消耗管球の交換費用

2 使用者は、使用財産に通信回線等を設ける場合は、事前に管理者と協議しなければならないものとし、この場合における設置費用や通信料等全ての費用は、使用者において負担するものとする。

(施設管理料)

第5条 使用者は、事業について次に掲げる施設管理料を、毎月管理者の発行する納入通知書により、管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、支払義務が発生する月を使用許可の日の属

する月からではなく、実際に売店の営業開始が可能となった月からとするなど、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

施設管理料 月.....円
うち消費税及び地方消費税の額円

(維持管理等)

第6条 使用者は、使用財産を使用者の責任において適切に維持管理しなければならない。

2 使用者は、使用財産の改修工事を行う場合は、事前に詳細な内容と理由を付した書面を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

(再委託の制限)

第7条 使用者は、売店の運營業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部について、あらかじめ書面で申請し、管理者が承認した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売店の運營業務の一部を第三者に委託した場合は、使用者は、当該委託の相手方との契約書の写しを管理者に提出するとともに、自らの責任において当該相手方に対し適正に売店の運營業務をさせなければならない。

(秘密の保持)

第8条 使用者は、この事業により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、使用財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用財産の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用財産を原状に回復したときは、この限りでない。

2 使用者は、この協定書等に定める義務を履行しないために管理者に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。この場合においては、使用者は、当該取消しによって生じた損失の補償を管理者に請求することはできない。

- (1) 管理者に納入すべき行政財産目的外使用料、施設管理料及び光熱水費等を延滞し、相当な期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、使用者がこれを納入しないとき。
- (2) 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) この協定書の各条項に違反したとき。
- (4) 事業を適正に行っていないと認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (6) 財産状況の悪化や監督官庁からの営業停止等の処分を受けるなど著しく信用が失墜したと認められ

るとき。

(原状回復及び引継ぎ)

第11条 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、14日以内に、設置した設備、備品等を撤去し、原状回復した上で明け渡さなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、新たに売店の運営業務を行い、又は行う予定である者(以下「新事業者」という。)があるときは、使用者は、管理者及び新事業者が円滑に売店の運営業務を行うことができるよう、使用許可の期間内に新事業者との引継期間を設け、引継ぎを行わなければならない。

(中途解約)

第12条 管理者又は使用者は、使用許可の期間中であっても、3箇月以上の予告期間を定めた上で相手方に書面で通知することにより、この協定を解約することができる。この場合において、相手方に責めに帰すべき事由がない場合は、施設管理料の3箇月に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(補則)

第13条 この協定書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、管理者及び使用者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

管理者 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市

高砂市病院事業管理者院長

渡部 宜久

Ⓜ

使用者

Ⓜ